**５　登記届**

|  |
| --- |
| **留意事項・関係書類等・根拠法令等** |

■留意事項

１　理事長及び代表業務執行理事の任期満了による重任、代表権の範囲又は制限に関する定めについて登記をした場合についても、届出を要すること。

※理事長及び代表業務執行理事については、様式第13号の理事等就任（退任）届の提出も要する。

２　学校法人の登記事項

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 登記の期間等  登記の種類 | 主たる事務所の所在地における  登記の期間 | 根　拠　法　令 |
| 設立の登記 | ２週間以内 | 組合等登記令第２条、第16条第１項及び別表 |
| 主たる事務所の  移転の登記 | 旧所在地においては２週間以内に移転の登記  新所在地においては２週間以内に設立登記の場合と同じ事項の登記 | 同令第４条 |
| 登記事項の変更の登記 | ２週間以内 | 同令第３条第１項及び第17条第１項 |
| 資産の総額の変更の登記 | 事業年度終了の３カ月以内 | 同令第３条第３項及び第17条第１項 |
| 解散の登記（合併、破産手続開始の決定による解散の場合を除く） | ２週間以内 | 同令第７条及び第19条 |
| 合併の登記 | ２週間以内 | 同令第８条、第20条及び第21条 |
| 清算結了の登記 | 清算結了の日から２週間以内 | 同令第10条及び第23条 |

■関係書類

１　登記事項証明書（原本）

２　理事選任機関、理事会及び評議員会の決議録（※原本証明を忘れずに行ってください）

　　　ただし、次のいずれかに該当する場合は提出を要しない。

(1) 登記の原因となる行為に係る認可申請又は届出の際に決議録を提出している場合

　　(2) 当該登記届と概ね同時期に提出する認可申請又は届出に決議録を添付している場合

（当該登記に係る決議の内容が確認できるものに限る。）

■根拠法令等　私法37⑨　私政令６①、私施細12、組登令

様式第12号（第12条関係）

年　月　日

　　　岩手県知事　　　　　様

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　学校法人又は準学校

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　法人の住所及び名称

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　代表者　氏名

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　学校法人又は準学校

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　法人の住所及び名称

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　代表者　氏名

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　清算人の住所

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　氏名

登記届

　　　年　月　日に、学校法人（準学校法人）　　　　に係る　　　　の登記をしたので、私立学校法施行令第６条第１項の規定により、登記事項証明書を添えて、届け出ます。

　　登記事項

　備考　登記事項については、別紙として添付しても差し支えありません。

（Ａ４）